

平成 17 年 11 月 10 日

## APEC アーキテクト相互認証の推進に係る要望書

国土交通大臣

北側 一雄 殿

社団法人 日本建築士会連合会会長 宮本忠長

社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 小川圭一

社団法人 日本建築家協会会長 小倉善明

社団法人 建築業協会会長 野村哲也

社団法人 日本建築学会会長 村上周三

財団法人 建築技術教育普及センター理事長 片山正夫

APEC アーキテクト・プロジェクトは、実務経験などについて一定レベル以上にあると認められるアーキテクトに対し、APEC 域内での共通の称号を与え、その登録を APEC 域内で統一的行なう事業であり、APEC 域内でのアーキテクトの流動化を促進し、アーキテクトの国際的な活躍を支援することを目的としています。

APEC 大阪行動指針(1995 年)において、「専門的資格の相互認証に関して関心を有する APEC エコノミーの二国間協定により、その資格のある者の APEC 域内における移動を円滑化する。」とされており、日本としては、APEC アーキテクトに係る相互認証を推進すべきであると考えます。

つきましては、APEC アーキテクト実施マニュアルにおける受入ルール（原則として、更なる審査なしで〔エコノミー固有事項に対応する審査を除く。〕受け入れる）を踏まえて、日本で登録した APEC アーキテクトを受け入れるよう、各参加エコノミーに要求していただくようお願いします。また、エコノミー固有事項の審査方法についても過度に排他的とならないようご配慮願います。

交渉相手先については、現在 12 のエコノミーが APEC アーキテクト・プロジェクトに参加していますが、日本からの投資額等を踏まえ、中国、タイ、フィリピン及びオーストラリアについて優先的に交渉していただくようお願いします。（韓国及びシンガポールが参加した場合は両国も含む。）

(参考)

○他エコノミーに要求すべき受入条件

- ・居住／国籍要件の免除
- ・包括的登録試験の免除（エコノミー固有事項のみの試験とすべき）
- ・国内建築家（事務所）との協同要件の免除（独立して実務を行える権限が必要）
- ・ワーキングビザの取得を容易にする等の優遇措置により実質的な移動を促進すること。

○その他の課題（エコノミー固有事項の試験に関する課題）

- ・柔軟な試験方法の採用（エコノミー固有事項の試験は、英語での出題、英語または日本語での回答の容認、ホストエコノミーでの一定の実務経験を有する場合の一部免除等、過度に排他的とならないよう柔軟に実施されたい。）